

知立市地域水田農業ビジョン

明日の水田農業を目指して

平成19年4月

知立市地域水田農業推進協議会

目 次

はじめに	
1 ビジョンについて	3
水田農業の改革の基本的な方向	
1 地域農業の特性	
2 水田農業の現状と課題	
水田農業のあるべき姿（作物振興及び水田利用の将来方向）	4
1 作物振興 水稲・小麦・大豆・飼料作物等	
担い手の明確化と育成の将来方向	5
1 地域全体の方向	
2 担い手への土地利用集積	
3 担い手の明確化・育成	
地域の農産物の販売戦略	7
1 米の販売戦略	
2 転作作物の販売戦略	
3 流通戦略	
地域水田ビジョン実現のための手段	9
1 産地づくり交付金の配分方法（別紙）	
2 その他事業の活用（別紙）	
3 推進及び振興管理の体制	

別紙

- 1、 担い手の明確化
- 2、 水田における生産面積・販売数量の目標

はじめに

ビジョンについて

平成14年12月に「米政策改革大綱」が決定され、平成22年度に新たな米政策として「米作りのあるべき姿」の実現にむけ、21世紀の食料供給体制の確立をする。

生産調整が始まってから30年以上が経過し、幾度にわたり政策の見直しが行われ、平成15年度までは従来の米政策の体制を受けつつ、平成16年度から需給調整をはじめ流通制度など根本的な改革が始まろうとしています。

政策は「地域農業の特性・特色ある産地づくり・担い手の明確化と育成」が基本的な方向でビジョンが示され「米作りの本来あるべき姿」の実現を目指す。

米政策改革大綱においては、米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目指す。

水田農業の改革の基本的な方向

1) 知立市の特性

知立市は名古屋市から25K²圏内で、愛知県中央部に広がる三河平野の西部、衣浦東部地区に位置している。

本市は、三河平野の平坦地にあり、西は刈谷市、東と南は安城市、北は豊田市に隣接しており、面積は約16、34K²と狭いながらも、まとまった市域を有している。

江戸時代から東海道53次の宿場町として栄えた町で、現在の交通の要衝であり国道1号線、国道155号線はじめ主要道路がまちを縦断に走っています。鉄道では、まちの中央を東西に名鉄本線が、南北に三河線が走るなど当市は交通の要衝地として発展を続けています。交通の要衝地として産業経済、文化、観光等の発展に大きく役立っています。

その市域の7割が市街化区域で市の中心を取り巻くように調整区域が存在し、平坦なほ場整備済みの水田を中心に早くからブロックローテーションを導入し、小麦の集団転作を実施してきた。

土地改良事業の実績は、昭和52年より着手し農業基盤の整備による農地の集約化を進め、大型機械の導入による農作業の効率化、安定化に寄与するため進められ8地区の事業が完了しており、整備面積は454ha、耕地面積は352.5ha が整備されています。その立地条件を生かして水稲を主体とする農業生産を展開しています。

2) 水田農業の現状と課題

知立市の農業は、水稲を中心とした農業の現状を見ると農作業の受委託等の利用集積により経営規模の拡大を図り、効率的な経営形態が存在しているが、小規模の稲作農家や数多くの飯米農家も存在する。

また、当市では納税猶予地が多く利用集積が困難となり集団化においても支障となる農地が多い地域であるため効率化を図りにくい地区が点在している。

生産面では、米の生産調整規模が拡大する中で、転作作物として麦・大豆が多く栽培され、その大部分が集団化、ブロックローテーション化されたなかで、JAあいち中央の営農部会員に集約されています。

このような特徴がある当市の農業水田が、平成16年度からの米政策改革大綱の中で、水稲作を維持していくためには、担い手の連携強化や地域と一体となった地域営農体制を築き上げた担い手を育成すると共に、低コスト化と売れる米作りをいかに推進し、地元消費の拡大を図らなければならない。

また、水稲作以外の麦、大豆については適地適作を推進するとともに、当市の水田に適した作物の導入についても検討していくことが必要である。

こうした取組みの中で、地域の水田を保全し、その多面的機能を地域作りの中に生かすことが重要である。

単に水稲の代わりに他の作物を作るのではなく、米と同様に消費者・実需者の要望に応えられる品質等の確保と安定した所得の得られる産地づくりが必要となっています。

水田面積の推移

(愛知農林水産統計年報)

	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年
耕地面積	589ha	524ha	477ha	432ha

水田農業のあるべき姿 (作物振興及び水田利用の将来方向)

米の生産調整規模の拡大が進む中で、農用地の集積を図り高度利用をするため生産性の高い水田農業を構築し、作付の団地化と水稲・麦・大豆の組み合わせによるブロックローテーションを実施し、効率的な水田利用を進めてきました。

更に、栽培管理を統一し、品質向上や生産コスト提言を進めるため、施肥改善と基本技術の励行により品質改善を進め、良質品種の生産団地の形成をより一層進める必要があります。

また、共同乾燥施設の利用で、用途や品質の高位平準化を進める。売れる農産物生産へ取り組むため、消費者のニーズにこたえる米・麦・大豆を中心とした農産物の高品質・ロットの確保に努め、産地体制の確立を図ります。

適地適作を利用して、作付け体系を確立することにより、消費者・実需者に支持される安全・安心の低コストの水田作を推進する。

1 作物振興

(1)【水稲】 良質で安全・安心、低コストの米作りを進める

1、良質な米作り

「コシヒカリ」と「あいちのかおりSBL」が中心となり「あさひの夢」の水稲が栽培されています。地域の農業生産の基幹作物であり、市で農業総合生産額の育苗、防除、収穫、調整とも共同施設・共同作業体系を取り入れ、栽培基準に基づいた栽培と記帳による栽培履歴の明確化によりおいしく、安全・安心の米作りを目指し、施肥体系の改善や減農薬へ向けた低コストの栽培で環境にやさしい米作りを推進する。

低コスト稲作への取組みでは、育苗が不要で大幅な労働時間の短縮とコスト低減な不耕起V溝直播栽培の導入拡大を進め品種別及び作期別の集団化で経営の規模の拡大で低コスト生産を進める。

(2)【小麦】 高品質の麦の安定生産と低コスト化で安心・安全な麦

転作作物として主に小麦が栽培されていますが、大規模化に適し、他作物に比べて有利な助成金制度に奨励され作付の主体となっていますが、気象要因等により安定生産や品質が保てないことから、優良な品種を計画的に使用して品質向上を目指し、また、低コストを図るため、計画的なブロックローテーションで品種の統一化と機械の効率的な利用と共同施設の利用で麦の高位平準化で安定的な作付を推進する。

現在「農林61号」が主体となって生産されていますが、今後品質のよい「イワイノダイチ」の生産を推進していきます。

安心・安全な麦生産は栽培基準に基づいた栽培と記帳による栽培履歴の明確化によりおいしく、安全・安心の麦作りを目指し、施肥改善、排水対策、適期播種、収穫の徹底や減農薬へ向けた栽培で環境にやさしい麦の生産に推進する。

(3)【大豆】高品質の大豆の安定生産と安心・安全な大豆の生産

高品質の大豆の安定した生産量と収穫量の増加が必要です。そのためには、地元加工業者や加工グループ等との連携を進め、需要と販路の拡大に取り組む必要があります。奨励品種の選定で作期分散のできる優良な品種を計画的に導入することで、適期播種、収穫を目指し、団地化及びブロックローテーションの下で、施肥体系の改善や土づくり、排水対策の徹底により立枯病、湿害、雑草害を回避し、安定した生産量及び収穫量を確保する。

品種は「フクユタカ」を主体として生産する。

(4)【飼料作物】耕畜農家と畜産農家の連携により水田を活用した飼料作物の生産。当市には畜産農家もあり、その飼料用として生産をめざす。現在においては作物単価の販売コストや販路ルートの確保が不確実なため当面見合わせることにする。

(5)【野菜・果樹・花き等】小量多品目野菜については、農産物直売所等による地場流通が盛んに行われ、地元消費者に好評を得ているものの、市場に出荷できる品質・量が確保できる産地づくりに向けた取組みが遅れている状況です。

地場流通を維持・拡大しつつ、市場に出荷できる品質・量の確保と及び産地化できる新たな品目の導入を目指します。

担い手の明確化と育成の将来方向

1) 地域全体の方向

当地域は早くから集落型の営農組織、農作業の受委託組織の育成に取り組み、認定農業者数も、個別的経営体4、法人経営体1の4団体あります。

しかしながら、農業者については高齢化が進み、飯米農家の割合も非常に高くなっているのも実情です。

このような実情をふまえて健全な水田農業を維持・発展させるためには、実際の耕作の中核となる担い手を地区ごとに明らかにし、バックアップしてゆくことが大切です。意欲と能力のあるプロの農業者として「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定農業者は、基幹的農業従事者に、農地を集積し地域農業の中心となるように推進していき、耕作放棄地の増加や農業生産の減少を防ぎます。

また、認定農業者の安定的な経営基盤を確保するうえでも農地の集約化でブロックローテーションによる水稲以外に麦・大豆等の農地の有効利用を図るように推進する。

このことから、新たに就農しようとする若者やいわゆる定年帰農者などが地域の中で営農を開始し易い仕組みづくりと、他産業並みの生涯所得が確保できる効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手が、多くの農地を利用集積できる体制づくりを目指す。

2)担い手の育成・確保

(1) 個別経営体

意欲と能力のあるプロの農業者として計画的に自己の経営を改善・拡大し、地域農業をリードする担い手です。

効率的かつ安定的な経営を行うため、経営の合理化、農地の利用集積、高収益物の導入、高品質な農産物の生産などをさらに進めることが必要です。

また、地域農業の持続とレベルアップのために、就農を志向する若者等に農業の魅力をアピールするとともに、兼業農家などの多様な担い手と連携した活動を先導することが求められます。

(2) 企業的経営体(特定農業団体含む)

農業従事者が減少する中で、今後も水田農業を持続性のあるものとするため、継続性のある経営体が必要であります。

農業に取り組みたい多くの人々が安心して構成員となることができ、農地の利用や管理を安心して任すことのできる経営体が求められています。

(3) 新規就農者の確保

JAの農業インターン制度、新規就農者里親支援事業など新規就農支援制度を活用するとともに、技術の習得、情報提供により、これからの農業を担ってゆく新たな農業従事者を確保することが必要です。

(4) 稲作構造改革促進事業(米価下落対策)について

担い手の育成のためには、品目横断的経営安定対策に加入する資格がない農業者の経営の安定が必要であり、さらに規模拡大等行うことにより、その結果、担い手(品目横断的経営安定対策の対象者)になることが可能になる。

担い手の明確化

(リストは省略)

3) 担い手への土地利用集積

低コスト化を図るために、農地の集積を図り、担い手に面的にまとまりのある利用集積を推進することが重要であり、地域合意に基づき農地保有合理化事業等を積極的に活用するとともに、利用集積に関する情報の収集、整理及び農地の利用調整を円滑に進める。

このため、土地利用の担い手への集積の目標に向け

ア 土地利用の担い手への土地集積、作業集積を積極的に行う

イ 機械・施設の導入支援を行う

ウ 県(安城農業普及課)の指導により生産技術指導等の取組みを行う

(1) 具体的な目標

農地の効率的利用を図り低コストの農作物生産を図るためは、担い手に利用集積を推進することが重要です。それには、地域の合意が必要不可欠で信頼される営農者でなければなりません。

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手への土地利用集積の目標値（農業振興地域面積の80%）

平成15年度までに流動化した面積	平成17年度までに流動化した面積	平成18年度における流動化面積	平成20年度における流動化面積	平成22年度における流動化面積
91.9 ha	163.0 ha	189.0 ha	240.92 ha	292.8 ha

担い手の将来の農業所得（平成22年）（農業所得については、目標値）

経営モデル	作物構成 / ha	生産量 / t	農業所得 / 円
家族経営体 (35ha)	稲	15	76.5
	麦	17	64.6
	大豆	14	21.0
	作業受託	3	
企業的経営体 3戸協業 (90ha)	稲	48	244.8
	麦	54	205.2
	大豆	44	66.0
	作業受託	10	
			800万
			2,400万

（H17年愛知県安城普及課資料より）

地域の農作物の販売戦略

消費者・実需者が要望するもの以外は売れません。

米政策の改革を契機に、一層「売れる農産物づくり」への取組みを進める必要があります。そのため、消費者が「安全で安心できる農産物がほしい」という要望に対しては、「栽培基準に基づいた栽培」や「記帳による栽培履歴の明確化」といった取組みを行うことが必要です。

農業者は、その情報をもとに消費者・実需者が求める農産物を生産する必要があります。販売戦略は、現在把握している消費者・実需者の要望を反映したものです。

農業者が今まで培った栽培技術を基本とし、消費者・実需者から新たに要望される事項を満たすことの出来る作物生産に取組むことにより、次のとおり販売します。

作物作付け及びその販売目標（別紙）

1) 米の販売戦略

地域のお米は、ライスセンターといった共同乾燥調製施設を活用し、品質の均一化を図った上で、「安全なお米」、「おいしいお米」等消費者のニーズに合わせた販売を行っています。

(1) 米の販売

個人消費者向けのコシヒカリについては、「安全なお米」、「おいしいお米」として安定的に販売されています。

今後さらに「安全な、おいしい、品質の良い」お米を共同乾燥調製施設を有効活用して「コシヒカリ、あいちのかおりSBL、あさひの夢」の販売を行います。

(2) 業務用販売

業務用においても、「安全なお米」、「おいしいお米」が求められています。一層の共同乾燥調整施設の有効活用により高品質・均一化を図り販売します。

2 作物生産と販売の方向

消費者・実需者のニーズを起点とした農産物の販売戦略に基づく農業者の「売れる農産物」生産への積極的な取組みを前提に、販売(数量)目標を設定します。

2) 転作作物の販売戦略

(1) 土地利用型作物

需給動向が厳しく、品質の良いものしか売れません。17年度面積を基準面積として目標に向け栽培します。消費者・実需者から品質の向上が求められています。

小麦

麵用原料としてJAあいち経済連を經由した販売をします。

また、地産地消の一環として、学校等の給食施設への販売を推進します。

大豆

豆腐の原料となるフクユタカを作付しJAあいち経済連を經由した販売をします。

地元の農産加工品である味噌や豆腐の原料としても計画します。

(2) 園芸作物

高収益品目として、積極的に販売を行います。

野菜の一層の品質向上と新品目の導入を行い、大都市消費圏への供給から地元直売所まで幅広い販売を行います。

安全・安心で鮮度の高い園芸品目が生産できることを産直市場に向け積極的に情報発信を行い有利販売に繋がります。

(3) 一般作物

多様な需要に応え販売しています。今後は新たな需要を開拓しながら販売を行います。なお、消費者・実需者等から要望の強い品目は重点品目へ変更します。

3) 流通戦略

(1) 消費者・実需者の要望及び市場動向の把握と伝達及び検証

消費者の嗜好、実需者の要望、市場の動向は日々変化します。

その変化をより多く、より早く感知した産地が、生き残れる産地と言っても過言ではありません。

実需者・市場はもとより、実際に農産物を利用する消費者の皆様との繋がりを持ち、要望を迅速に捉える体制を推進します。

実施した取組みによる農産物の評価、農業経営への影響等について検証し、翌年度の生産・販売に活かします。

(2) 安全・安心への取組み

1) 防除基準に沿った農薬の適正使用に努め、消費者の皆様が安心して食べていただける農産物を生産します。

2) 農業者は、自分の作った農産物は人の命の源であることを自覚し、安全・安心な農産物の生産に責任をもつ必要があります。栽培履歴の実践により、消費者に農産物の安全・安心情報を提供します。

(3) 消費者・実需者・市場へのアピール

農業者が農業者団体の販売戦略や各種営農指針等に基づいて素晴らしい農産物を生産しても、その努力や品質の良さが消費者・実需者・市場に伝わらなければ効果がありません。

栽培基準に基づく生産工程と栽培履歴で安心・安全の農産物の販売を明確にする。

(4) 地場流通(おいしいものを地元の皆様へ:顔の見える農産物)

大都市圏の消費者ばかりでなく、地域の農産物を地域の皆様に食べていただけるように地産地消の取組みを展開します。

地域の将来を担う子供たちが、地元の安全・安心な農産物を学校で食べることのできる仕組みづくりを進め、子供たちに食料の大切さ・農業の大切さを知っていただくとともに、地域の自然・環境が守ってゆくべきものであることを伝えます。

地域水田農業ビジョン実現のための手段

1 水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の活用方法

水田農業構造改革交付金の用途については次のとおりとされています。

- 米の生産調整の推進
- 水田を活用した作物の産地づくりの推進
- 水田農業構造改革の推進(担い手の育成)

のいずれかにあてはまること。

また、農業者個人に交付する場合は、当該農業者は生産調整実施者であり、かつ集荷円滑化対策にかかる拠出を行っていること。

産地づくり交付金の配分方法

助成区分	交付単価	
	地権者	担い手
麦・大豆・飼料作物	10,000円	
〃 (集団化加算)	23,000円	14,000円
麦あと大豆	3,000円	3,000円
麦・大豆以外の作物	5,000円	
調整水田(水張り)		
自己保全管理		
作業受委託(利用集積)		20,000円

{ 注意事項 }

調整水田、自己保全管理及び転換畑については、助成の対象としない。

作業者は、地域水田農業ビジョンにおいて「担い手」として掲載されている者(法人等)に限る。

他の地区のビジョンに記載された担い手は当地区の担い手に準ずる。

作付の実施状況は、現地確認を実施する。

2 その他の事業の活用

1) 地域とも補償の取組みについて

集荷円滑化対策による過剰米区分仕分けが発動された場合に、確実に区分仕分けが実施され、地域の生産数量目標と生産調整システムを確保し、集落配分や作物の団地化を継続させるためにも「地域とも補償事業」を取り組んでいきます。

(1) 資金の造成

拋出対象者は、集荷円滑化対策に加入(拋出)した者

拋出対象農地は、主食用水稲作付け農地(酒造用や採種用水稲を含む)

拋出単価は、作況指数が100を超えた時、1%につき10アール当り1,000円程度とし、状況に応じて変動することも予想されます。

(2) 資金の使途

豊作時(作況指数が100を超えた場合)の区分集荷した米穀に対して通常の売り渡し価格との差額を補填するが、補填金額は、造成資金額を限度とする。

2) その他の事業

産地づくり対策とともに水田農業のあるべき姿の実現に向けて、集荷円滑化対策等の活用の推進を図る。

3 推進及び進行管理の体制

本誌の水田農業のあるべき姿の実現に向けて、関係者の意思統一を図るとともに、進捗状況等を点検し、それを踏まえて、関係者、関係機関がより効果的・効率的に事業を推進できるよう、知立市地域水田農業推進協議会を設置する。

この水田ビジョンは、数値目標、担い手リスト、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の使途、算定水準について毎年点検し、必要であれば知立市水田農業推進協議会に諮り見直し、変更を行います。

